

認定NPO法人制度の認定要件の緩和について

1. 認定NPO法人とは

特定非営利活動法人（NPO法人）のうち、その運営組織及び事業活動が適正であり、公益の増進に資することについて一定の要件を満たすものとして、国税庁長官の認定を受けた法人。

認定NPO法人に対して寄附した場合の寄附金控除など、税制上の特例措置が適用される。（特定非営利活動促進法第46条の2、租税特別措置法第66条の11の2）

2 税制上の特例措置

（1）寄附者に対する税制上の特例措置

①個人が寄附した場合の特例措置

- ・ 個人が認定NPO法人に寄附した場合、所得税の計算において、寄附金の額から2千円を差し引いた額を、所得金額から控除できる。（特措法第41条の18の3）

※22年度税制改正により、差し引き額が5千円から2千円に引き下げられた。

- ・ 認定NPO法人のうちから都道府県又は市町村が条例で指定した法人に、個人が寄附した場合、地方税である個人住民税の計算において、寄附金控除が適用される。（地方税法第37条の2及び第314条の7。20年度税制改正により追加）

※寄附者の住所地の都道府県の条例により指定されている認定NPO法人に寄附した場合

→寄附金額から5千円を差し引いた額の4%を都道府県民税から税額控除

寄附者の住所地の市町村の条例により指定されている認定NPO法人に寄附した場合

→寄附金額から5千円を差し引いた額の6%を市町村民税から税額控除

②法人が寄附した場合の特例措置

法人が認定NPO法人に寄附した場合、法人税の計算において、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、認定NPO法人に対する寄附金についての別枠の損金算入限度額が設けられている。（特措法第66条の11の2第2項）

③相続人が相続財産を寄附した場合の特例措置

相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に相続財産を寄附した場合、相続税の計算において、寄附した相続財産は相続税の課税対象から除かれる。（特措法第70条第1項、第10項）

（2）法人自身に対する税制上の特例措置

④認定NPO法人の「みなし寄附金制度」

認定NPO法人の収益事業に属する資産から収益事業以外の事業のために支出した金額を、その収益事業に係る寄附金の額とみなし、一定の範囲内（所得金額の20%相当額まで）で損金算入することができる。（特措法第66条の11の2第1項、法人税法第37条第5項）

3 認定の有効期間（特措法第66条の11の2第4項）

5年間

（制度発足当初は2年間だったが、20年4月以後の認定申請から5年に延長された）

4 認定を受けるための要件（特措法 66 条の 11 の 2 第 3 項、施行令 39 条の 23 第 1 項）
NPO 法人のうち、次の（1）から（8）までの要件を満たすもの。

（1）パブリックサポートテスト（PST）が一定の基準以上であること。

実績判定期間（※1）において、 $\frac{\text{寄附金等収入金額（※2）}}{\text{経常収入金額（※3）}} \geq \frac{1}{5} \quad (\text{※4})$
--

※1 実績判定期間は、本則では過去 5 事業年度であるが、21 年 4 月以降、初回及び 2 回目の認定に限り、2 年とすることもできる。（22 年 3 月末までの特例措置）

※2 寄附金等収入金額は、寄附金や社員からの会費

※3 経常収入金額は、総収入金額から国等からの補助金・委託事業費などを除いた金額

※4 本則では 3 分の 1 であるが、20 年 4 月以降、5 分の 1 に緩和されている。（23 年 3 月末までの特例措置）
なお、一定の要件を満たす小規模法人は、簡易な計算式による PST を選択することできる。

（2）事業活動において、会員など特定の者に対する活動の占める割合が 2 分の 1 未満であること。

（3）運営組織及び経理が適切であること。

- ①役員に占める役員の親族等の割合が 3 分の 1 以下であること。
- ②役員に占める特定の法人の役員又は使用人等の割合が 3 分の 1 以下であること。
- ③会計について、公認会計士等の監査を受けているか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること。
- ④不適正な経理を行っていないこと。

（4）事業活動の内容が適正であること。

- ①宗教活動、政治活動等を行っていないこと。
- ②役員、社員または寄附者等に特別の利益を与えないこと。また、営利を目的とした事業を行う者等に寄附を行っていないこと。
- ③総事業費に占める特定非営利活動に係る事業費が 80 % 以上であること。
- ④受け入れた寄附金の 70 % 以上を特定非営利活動に係る事業費に充当していること。

（5）情報公開を適切に行っていること。

（6）法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

（7）設立の日から 1 年を超える期間が経過していること。

（8）所轄庁から法令等に違反する疑いがない旨の証明書の交付を受けていること。

5 認定までの流れ

（1）申請書の提出（特措法施行令第 39 条の 23 第 4 項、第 5 項）

認定を受けようとする NPO 法人は、主たる事務所の所在地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に、法令に定める必要書類を添付して、申請書を提出する。

（2）審査、認定・不認定の決定通知（特措法第 66 条の 11 の 2 第 6 項、第 7 項）

国税庁長官は、審査及び必要な調査を行い、認定又は不認定を決定し、通知する。

（3）認定等の公示（特措法第 66 条の 11 の 2 第 8 項）

国税庁長官は、認定 NPO 法人として認定を行った場合は、官報において公示する。認定を取り消した場合も、同様に公示する。

6 平成22年度税制改正による改善措置（平成22年4月1日施行）

- (1) 認定要件の特例措置の延長
パブリックサポートテストの実績判定期間を2年とすることができる特例の適用期限が、初回の認定申請について1年延長され、平成23年3月末までとなった。
- (2) 添付書類等の簡素化
 - ・ 事業報告書など、すでに内閣府又は都道府県に提出した書類については、申請書等への添付が不要となった。
 - ・ 寄附者名簿について、初回の認定申請書の添付書類であることが明確化されるとともに、各事業年度の報告書類からは除外されることとなった。（ただし、寄附者名簿の5年間保存は義務づけられた。）
- (3) 所得税の寄附金控除の適用下限額の引き下げ
個人が支出した認定NPO法人への寄附金に係る所得税の寄附金控除の適用下限額が、5千円から2千円に引き下げられた。（22年分以降の所得税から適用）
- (4) 標準処理期間の設定
認定申請の標準処理期間（6か月）を設定し、この期間内に処理を行う。
- (5) 事前相談体制の充実
各都道府県庁所在地にある税務署に、事前相談に係る面接相談窓口を設ける。
※従来、NPO法人との面接相談は各国税局においてのみ実施していたが、各都道府県庁所在地にある税務署においても、面接相談を受けることができるようにする。

7 認定NPO法人制度の見直しに向けた国の動き

新政権においては、「新しい公共」の実現に向けた税制面の改革を図るため、政府税制調査会に、総務副大臣を座長とする「市民公益税制プロジェクトチーム」を設置し、本年4月8日に「中間報告」を取りまとめた。

【政府税制調査会「市民公益税制プロジェクトチーム中間報告」の概要】

- ① 所得税の税額控除制度の導入
 - ・ 個人が認定NPO法人等に寄附を行った場合、新たに税額控除を導入することとし、現行の所得控除との選択制とする。
- ② 認定NPO法人の認定基準の見直し
 - ・ 事業型NPO法人でもパブリックサポートテスト（PST）をクリアしやすくするため、PSTに一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入する。
 - ・ 地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づいて独自に指定したNPO法人については、PST要件等を求めないこととする。
 - ・ NPO法人のスタートアップを支援するため、PSTを満たさなくても寄附優遇を受けられる「仮認定」の仕組みを導入する。
 - ・ 国税庁が行っている認定NPO法人の認定事務について、NPO法人の設立認証を行っている地方自治体等が行う仕組みについて検討する。
- ③ 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）
 - ・ 個人住民税の寄附金税額控除について、国税庁の認定を受けていないNPO法人でも地方自治体が条例に基づき指定できる仕組みを導入する。
 - ・ 個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用してNPO法人等への支援を促進するため、寄附金の取扱いを明らかにして寄附しやすい環境を整備する。
- ④ 今後の進め方
上記の諸施策について、23年度税制改正における実現に向けて、具体的な制度設計等を進めていく。

認定 NPO 法人制度の見直し方向（公益法人制度との比較）

検討のポイント		認定 NPO 法人	
		公益法人 (公益社団・公益財団) (都道府県・公益財団) (都道府県知事等が認定) ・2以上の都道府県に事務所を設置するもの の、内閣府（内閣総理大臣が認定）	現行制度 ・国税庁（国税庁長官が認定） ・法人の設立認証を行った都道府県等が認定を行う仕組みを検討
① 認定権限	・国・道に移す ・北海道に裁量権を与える	（認定基準） ・公益法人認定法に規定 ①公益目的事業を行うことを主たる目的とする ②公益目的事業比率が2分の1以上 ③遊休財産額が一定額を超えない ④同一親族等が役員3分の1以下 など ・認定基準の細則について、内閣府公益認定等委員会がガイドライン策定 （認定手続） ・有識者からなる合議制の機関への諮問・答申が義務づけ （北海道では、北海道公益認定等審議会を設置）	（認定基準） ①事業型法人向けに、PST に一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入 ②地方自治体が個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例に基づき独自に指定した法人については、PST 要件等を求めない ③新規法人向けに、PST を満たさなくても寄附優遇が受けられる「仮認定」制度を導入 （認定手続） ・税務署→国税局→国税庁に進達
③ 税制優遇措置	・公益法人と同程度にする	（法人税の特例措置） ・公益目的事業は非課税 ・公益目的事業以外の収益事業から生じた所得に対して課税（税率30%） ・みなし寄附金制度（収益事業の資産から公益目的事業に支出した金額を寄附金とみなして損金算入できる） ※所得金額の50%相当額以上 （寄附者に対する特例措置） ・個人が支出した寄附金から2000円を引いた金額を所得控除できる ・法人が支出した寄附金について、一般寄附金とは別枠の損金算入限度額が設定される ・相続人が相続財産を寄附した場合、相続税の課税対象から除外される ・個人が財産を寄附した場合は、一定の要件を満たした場合に非課税となる	（法人税の特例措置） ・みなし寄附金制度について、所得金額に占める割合（20%）の引き上げを検討 （寄附者に対する優遇措置） ・個人が寄附を行った場合、新たに税額控除方式を導入し、所得控除との選択制とする

■特定非営利活動促進法（平成十年三月二十五日法律第七号）

第四十六条 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する法人（以下「特定非営利活動法人」という。）並びに）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（特定非営利活動法人を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等（）」とあるのは「公益法人等（特定非営利活動法人及び）」と（中略）する。

第四十六条の二 特定非営利活動法人が、租税特別措置法の定めるところによりその運営組織及び事業活動が適正であり、並びに公益の増進に資するものとして国税庁長官の認定を受けた場合において、個人又は法人が、当該認定を受けた特定非営利活動法人に対し、その行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附又は贈与をしたときは、同法で定めるところにより、当該個人又は法人に対する所得税、法人税又は相続税の課税について寄附金控除等の特例の適用があるものとする。

■租税特別措置法（昭和三十二年三月三十一日法律第二十六号）

（認定特定非営利活動法人に寄附をした場合の寄附金控除の特例）

第四十一条の十八の三 個人が、第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。）をした場合には、当該寄附に係る支出金は、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）

第六十六条の十一の二 その事業年度終了の日において認定特定非営利活動法人である法人がその収益事業（法人税法第二条第十三号に規定する収益事業をいう。）に属する資産のうちから支出した寄附金の額がある場合における特定非営利活動促進法第四十六条第一項の規定により読み替えて適用する法人税法第三十七条の規定の適用については、同項中「第三十七条の規定を適用する場合」とあるのは、「第三十七条の規定を適用する場合（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人について法人税法第三十七条の規定を適用する場合を除く。）」とする。

2 法人が各事業年度において支出した寄附金の額のうち認定特定非営利活動法人に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金の額がある場合における法人税法第三十七条の規定の適用については、同条第四項中「）の額があるときは、当該寄附金」とあるのは、「）及び認定特定非営利活動法人（租税特別措置法第六十六条の十一の二第三項（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例）に規定する認定特定非営利活動法人をいう。）に対する当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項（定義）に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（前項第二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、これらの寄附金」とする。

- 3 前二項に規定する認定特定非営利活動法人とは、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに公益の増進に資することにつき政令で定める要件を満たすものとして、政令で定めるところにより国税庁長官の認定を受けたもの（その認定の有効期間が終了したものを除く。）をいう。
- 4 前項の認定の有効期間は、国税庁長官の定める日から同日以後五年を経過する日までの期間とする。
- 5 国税庁長官は、第三項の認定を受けた法人について政令で定める要件を満たさないこととなつたと認められる場合その他政令で定める場合には、その認定を取り消すものとする。この場合において、その認定が取り消されたときは、前項の規定にかかわらず、第三項の認定は、その効力を失う。
- 6 国税庁の当該職員又は第三項の認定を受けた法人（当該認定の申請をしている法人を含む。）の主たる事務所の所在地若しくは納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、当該認定又は当該認定の取消しに関し必要な調査をすることができる。
- 7 国税庁長官は、第三項の認定をしたときはその旨を、当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときはその旨及びその理由を当該認定の申請をした法人又は当該認定を受けていた法人に通知しなければならない。
- 8 国税庁長官は、第三項の認定をしたときは、財務省令で定めるところにより、その法人の名称、当該認定の有効期間その他の事項を公示するものとする。公示した事項につき変更があつたとき又は当該認定を取り消したときについても、同様とする。
- 9 第四項から前項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等）

第七十条 相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産をその取得後当該相続又は遺贈に係る相続税法第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による申告書（これらの申告書の提出後において同法第四条に規定する事由が生じたことにより取得した財産については、当該取得に係る同法第三十一条第二項の規定による申告書）の提出期限までに国若しくは地方公共団体又は公益社団法人若しくは公益財団法人その他の公益を目的とする事業を行う法人のうち、教育若しくは科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに贈与をした場合には、当該贈与により当該贈与をした者又はその親族その他これらの者と同法第六十四条第一項に規定する特別の関係がある者の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果となると認められる場合を除き、当該贈与をした財産の価額は、当該相続又は遺贈に係る相続税の課税価格の計算の基礎に算入しない。

2～9 略

- 10 第一項、第二項及び第五項から前項までの規定は、相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該取得した財産を第一項に規定する申告書の提出期限までに第六十六条の十一の二第三項に規定する認定特定非営利活動法人に対し、当該認定特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する贈与をした場合について準用する。この場合において、第二項中「同項の規定」とあるのは「第十項において準用する前項の規定」と、第五項中「第一項又は第三項」とあるのは「第十項において準用する第一項」と、「同項の贈与又は第三項の支出」とあるのは「第十項の贈与」と読み替えるものとする。

■租税特別措置法施行令（昭和三十二年三月三十一日政令第四十三号）

（認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入の特例）

第三十九条の二十三 法第六十六条の十一の二第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

- 一 実績判定期間における経常収入金額（イに掲げる金額をいう。次項において同じ。）のうち寄附金等収入金額（ロに掲げる金額（財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、ロ及びハに掲げる金額の合計額）をいう。次項において同じ。）の占める割合が三分の一以上であること。
 - イ 総収入金額から国等（国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいう。以下この号において同じ。）からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの（以下この条において「国の補助金等」という。）、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額
 - ロ 受け入れた寄附金の額の総額（第四号二及び第十三項第二号において「受入寄附金総額」という。）から一者当たり基準限度超過額（同一の者からの寄附金のうち財務省令で定める金額を超える部分の金額をいう。第十三項第二号において同じ。）その他の財務省令で定める寄附金の額の合計額を控除した金額
 - ハ 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に次号に規定する財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうちロに掲げる金額に達するまでの金額
 - 二 実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合として財務省令で定める割合が百分の五十未満であること。
 - イ 会員又はこれに類するものとして財務省令で定める者（当該法人の運営又は業務の執行に関係しない者で財務省令で定めるものを除く。以下この号において「会員等」という。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下この号及び第五号二において「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他財務省令で定めるものを除く。）
 - ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域として財務省令で定める地域に居住し、又は事務所、事業所その他これらに準ずるものを有する者その他その便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で財務省令で定めるもの及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）
- ハ～ニ 略
- 三 その運営組織及び経理に関し、次に掲げる要件を満たしていること。
 - イ 各役員について、次に掲げる者の数の役員の総数のうちに占める割合が、それぞれ三分の一以下であること。
 - （１） 当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（（２）及び次号ロにおいて「親族関係を有する者」という。）並びに当該役員と財務省令で定める特殊の関係のある者
 - （２） 特定の法人（当該法人との間に発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の百分の五十以上の株式又は出資の数又は金額を直接又は間接に保有する関係その他の財務省令で定める関係のある法人を含む。）の役員又は使用人である者及びこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と財務省令で定める特殊の関係のある者
 - ロ その会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は財務省令で定めるところにより帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存していること。

ハ その支出した金銭でその費途が明らかでないものがあることその他の不適正な経理として財務省令で定める経理が行われていないこと。

四 その事業活動に関し、次に掲げる要件を満たしていること。

イ 特定非営利活動促進法第二条第二項第二号 に規定する次に掲げる活動を行っていないこと。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。

(2) 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。

(3) 特定の公職（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三条 に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、若しくは支持し、又はこれらに反対すること。

ロ その役員、従業員、社員若しくは寄附者若しくはこれらの者と親族関係を有する者又はこれらの者と財務省令で定める特殊の関係のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして財務省令で定める要件を満たしていること。

ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動（特定非営利活動促進法第二条第一項 に規定する特定非営利活動をいう。以下この号において同じ。）に係る事業費の額の占める割合が百分の八十以上であること。

ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の百分の七十以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

ホ～ヘ 略

五 次に掲げる書類について閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。

イ 特定非営利活動促進法第二十八条第二項 に規定する事業報告書等、役員名簿等及び定款等

ロ 役員報酬又は従業員給与の支給に関する規程

ハ～ホ 略

六 当該法人につき法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと。

七 当該法人の第四項の申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、その設立の日以後一年を超える期間が経過していること。

八 法第六十六条の十一の二第三項 の認定に係る申請の際、当該法人に係る特定非営利活動促進法第九条に規定する所轄庁の当該法人につき法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当の理由がない旨の証明書の交付を受けていること。

九 実績判定期間において、第三号、第四号イ及びロ、第五号並びに第六号に掲げる要件（当該法人に係る法第六十六条の十一の二第三項の認定が最初のものである場合には、第五号に掲げる要件を除く。）を満たしていること。

2 略

3 前二項に規定する実績判定期間とは、当該法人の直前に終了した事業年度終了の日以前五年内に終了した各事業年度のうち最も古い事業年度開始の日（当該終了の日以前五年内に事業年度の定めがない期間がある場合には、当該期間内の日を含む各年のうち最も古い年の一月一日）から当該終了の日までの期間をいう。

4 法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を、その主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁長官に提出しなければならない。

- 一 申請者の名称及び主たる事務所の所在地又は納税地
- 二 代表者の氏名
- 三 その設立の年月日
- 四 申請者が現に行っている事業の概要
- 五 その他参考となるべき事項
- 5 前項の申請書には、次に掲げる書類（既に国税庁長官に提出しているもののうちその記載した事項に変更のないものを除く。）を添付しなければならない。
 - 一 第三項に規定する実績判定期間内の日を含む各事業年度又は各年の特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する事業報告書等
 - 二 特定非営利活動促進法第二十八条第一項に規定する役員名簿等及び同条第二項に規定する定款等
 - 三 法第六十六条の十一の二第三項に規定する政令で定める要件を満たす旨を説明する書類
 - 四 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
 - 五 第一項第八号に規定する所轄庁から交付を受けた同号の証明書
- 6～12 略
- 13 法第六十六条の十一の二第三項の認定を受けようとする小規模法人が、平成十八年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間に第四項の申請書を提出した場合における第一項第一号に規定する割合の計算については、同号及び前項の規定にかかわらず、第三項に規定する実績判定期間（次項及び第十五項において「実績判定期間」という。）における第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額（財務省令で定める要件を満たす法人にあつては、同号及び第三号に掲げる金額の合計額）の占める割合が五分の一以上であることとすることができる。
 - 一 総収入金額から国の補助金等、臨時的な収入その他の財務省令で定めるものの額を控除した金額
 - 二 受入寄附金総額から一者当たり基準限度超過額の合計額を控除した金額
 - 三 社員から受け入れた会費の額の合計額から当該合計額に第一項第二号に規定する財務省令で定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額のうち前号に掲げる金額に達するまでの金額
- 14 略
- 15 前二項に規定する小規模法人とは、実績判定期間における総収入金額に十二を乗じてこれを当該実績判定期間における月数で除して計算した金額が八百万円未満で、かつ、当該実績判定期間において受け入れた寄附金の額の合計額が三千円以上である寄附者（役員又は社員に該当する者を除く。）の数が五十人以上である法人をいう。
- 16 略
- 17 前各項に定めるもののほか、当該法人が合併により設立された法人で第四項の申請書を提出しようとする事業年度開始の日においてその設立の日以後一年を超える期間が経過していないものである場合における第一項の規定の適用その他法第六十六条の十一の二の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

■所得税法（昭和四十年三月三十一日法律第三十三号）

（寄附金控除）

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）

二 二千円

2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。

二 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

■地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）

（寄附金税額控除）

第三十七条の二 道府県は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（（中略）以下この項において「控除額」という。）をその者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一～二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が五千円を超える場合には、その超える金額の百分の六に相当する金額（（中略）以下この項において「控除額」という。）をその者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一～二 略

三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

NPOバンク支援について

1 NPOバンクとは

いわゆる「NPOバンク」とは、市民活動団体や市民が資金を出資し合い、それを原資として一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や課題に対して低金利で融資を行う非営利バンクであり、貸金業の登録を受けているもの。

北海道内では、平成14年に設立された「北海道NPOバンク」が市民活動団体向けに融資を行っている。

2 貸金業法の改正

多重債務問題の解決と借り手が安心して利用できる貸金市場を目指し、貸金業規制法を大幅に改正し、「貸金業法」が平成18年12月20日に公布された。

【主な改正点】

(1) 貸金業の適正化

- ① 貸金業への参入条件の厳格化
 - ・ 貸金業登録に必要な純資産額の引き上げ
(法人500万円→2,000万円→5,000万円に段階的に引き上げ)
 - ・ 貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、資格取得者を営業所ごとに配置することを義務付け
- ② 行為規制の強化
 - ・ 夜間に加えて日中の執拗な取立行為の禁止など、取立規制の強化など
- ③ 業務改善命令の導入
 - ・ 登録取消や業務停止に加え、業務改善命令を導入

(2) 過剰貸付の抑制

- ① 指定信用情報機関制度の創設・導入
 - ・ 信用情報の管理や全件登録などを行う「信用情報機関」を指定する制度を導入。
 - ・ 貸金業者に借り手の返済能力の調査を義務付け（個人が借り手の場合には、指定信用情報機関の信用情報の使用を義務付け）
- ② 総量規制の導入
 - ・ 総借入残高が年収の3分の1を超える貸付など、返済能力を超えた貸付けを禁止。

(3) 金利体系の適正化、ヤミ金融対策の強化

- ① 上限金利の引き下げ
 - ・ 貸金業法上の「グレーゾーン金利」を廃止。出資法の上限金利を20%に引下げ。
- ② ヤミ金融に対する罰則の強化（懲役5年→10年）

【施行スケジュール】（段階的に施行）

- ① 本体施行 ～ 平成19年12月19日（公布から1年以内）
 - ・ 行為規制の強化、業務改善命令導入など
- ② 一部施行 ～ 平成21年6月18日（施行から2年6月以内）
 - ・ 純資産額の引き上げ（2,000万円）
 - ・ 貸金業務取扱主任者制度（資格試験の開始）
 - ・ 指定信用情報機関制度（指定の開始）

- ③ 完全施行 ～ 施行から2年6月以内（平成22年6月18日予定）
- ・純資産額の引き上げ（5,000万円）
 - ・貸金業務取扱主任者の配置
 - ・返済能力の調査義務付け（指定信用情報機関の利用）、総量規制の導入
 - ・出資法の上限金利の引き下げ など

【見直し規定】

- ・貸金業制度のあり方について、施行から2年6月以内に、総量規制などの規定を円滑に実施するために講ずべき施策の必要性について検討を加え、その検討の結果に応じて所要の見直しを行う。

3 NPOバンクに係る貸金業法上の主な課題

一般金融機関が資金提供しにくい社会的事業や課題に対して、低金利で融資を行う非営利・小規模であるNPOバンクについて、貸金業法上の規制がそのまま適用されると、その設立・運営に大きな影響を与えることが懸念される。

- (1) 貸金業登録に必要な純資産額の引き上げ（法第6条第1項第14号、第3項）
 - ・貸金業登録に必要な純資産額が、従前の500万円以上から、2,000万円以上→5000万円以上と段階的に引き上げられ、小規模なNPOバンクの運営や新規設立が困難。
 - ・このため、国は、NPOバンクを念頭に、貸金業法施行規則（内閣府令）により、NPO法17分野や生活困窮者向け貸付けを主目的とした非営利法人による低金利融資については、当該規定の適用除外とした。（施行規則第5条の3第2号）
- (2) 貸金業取扱主任者の配置の義務化（法第12条の3第1項）
 - ・貸金業務取扱主任者の資格試験を導入し、合格者（主任者登録を受けた者）を営業所ごとに配置することが義務付けされたが、当該資格は、NPOバンクにとっては過大な知識・能力を問うものであり、配置にあたって負担が大きい。
- (3) 指定信用情報機関の加入・利用の義務化（法第3章の2、第13条、第41条の35）
 - ・貸金業者が個人の借り手の総借入残高を把握し、借り手の返済能力を調査するため、「指定信用情報機関」への加入・利用が義務付けされたが、NPOバンクにとっては、登録や利用料金等の負担が大きく、借り手の個人情報が他の金融機関にわたることによる問題発生等の懸念がある。
- (4) 役員に貸金業務経験3年以上のものを含むこと（施行規則第5条の4第1項第3号）
 - ・貸金業法の的確な遂行体制の審査において、役員に貸金業務経験3年以上の者を含むこととしており、NPOバンクの新規設立にあたっての障害となる。

※ 衆・参議院財務金融委員会における貸金業法改正の付帯決議（平成18年12月）において、NPOバンクを念頭に、必要な見直しを行うべきことが決議されている。

市民活動を支える新たな金融システムを構築する観点から、法施行後2年6月以内に行われる見直しに当たり、非営利で低利の貸付けを行う法人の参入と存続が可能となるよう、法律本則に明記することなど、必要な見直しを行うこと。

4 全国NPOバンク連絡会の要請活動

全国NPOバンク連絡会では、平成22年6月に予定されている改正貸金業法の完全施行に向けて、非営利・公益目的のNPOバンクが存続できるよう、貸金業法の規制の適用除外について、これまで累次にわたって国への意見書の提出、要請活動等を行っている。

- ・ 平成21年9月30日 金融庁政務三役に対する意見書の提出
- ・ 平成21年12月7日 連立与党各党に対する意見書の提出
- ・ 平成22年3月29日 金融庁政務三役に対する意見書の提出 など
 ～貸付業務経験者の確保義務の免除、指定信用情報機関制度の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外を要望

5 国の対応

改正貸金業法が平成22年6月18日に完全施行されることが閣議決定されるとともに、金融庁では、全国NPOバンク連絡会等の要請を踏まえて、NPOバンクに対する適用除外を盛り込んだ内閣府令の改正案を公表した。(平成22年4月26日)

本改正案については、意見募集を経て、6月18日の改正貸金業法の施行と合わせて施行される予定。

【改正貸金業法に関する内閣府令の改正案の概要（NPOバンク関連）】

- (1) 貸付業務経験者の確保義務の免除
 - ・ 一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件として、初回の登録については、貸付業務経験者の確保義務を免除する取扱いを認める。
- (2) 指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外
 - ・ NPOバンクの活動を支援する観点から、非営利・低金利で生活困窮者又は特定非営利活動向けに一定の要件を満たす貸付けを行う者として届出をしたNPOバンクの当該貸付けについては、
 - ①指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除
 - ②総量規制の適用除外とする。

改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）の公表について（抜粋）

1. 趣旨

改正貸金業法の円滑な施行を図るため、借り手の目線に立った方策を推進していくべく、以下のような改正貸金業法に関する内閣府令の改正（案）を取りまとめ、公表するものです。

2. 府令改正の概要

(5) NPOバンクに対する対応

(i) 貸付業務経験者の確保義務の免除

- ・ 一定の要件を満たすNPOバンクについては、代替的な体制整備を要件として、初回の登録については、貸付業務経験者の確保義務を免除する取扱いを認める。

(ii) 指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除及び総量規制の適用除外

- ・ NPOバンクの活動を支援する観点から、以下の要件を満たす貸付けを行う者として届出をしたNPOバンクの当該貸付けについては、
 - ①指定信用情報機関の信用情報の使用・提供義務の免除
 - ②総量規制の適用除外 とする。

1. 生活困窮者向けの貸付け

(i) 以下の要件を満たすNPOバンクが行う貸付けであること

- ①非営利、②低金利（7.5%以下）、③貸出目的の公益性、④貸付内容等の情報開示等

(ii) 生活困窮者^(注)向けの貸付けであること。

(iii) 他の貸金業者等からの借入れ等の状況を把握する措置を講じること。

(iv) 上記を踏まえた生活再建のための計画の策定を行うこと。

(v) 上記計画の進捗状況を定期的に把握し、必要に応じ、生活再建が図られるよう、助言又は指導が行われること。

(注) 生活困窮者とは、収入をもって最低限度の生活を維持するために必要な費用及び債務の弁済の費用を賄うことができない個人をいう。

2. 特定非営利活動として行われる貸付け

(i) 以下の要件を満たすNPOバンクが行う貸付けであること

- ①非営利、②低金利（7.5%以下）、③貸出目的の公益性、④貸付内容等の情報開示等

(ii) 特定非営利活動^(注)として行われる貸付けであること。

(iii) 他の貸金業者からの借入れ等の状況を当初より定期的に把握し、必要に応じ、借り手に対し、貸付残高が過剰とならないよう、助言又は指導が行われること。

(注) 特定非営利活動法上の17事業（環境保全、福祉、まちづくり等）として行う活動を指す。

■貸金業法（昭和五十八年五月十三日法律第三十二号）

（目的）

第一条 この法律は、貸金業が我が国の経済社会において果たす役割にかんがみ、貸金業を営む者について登録制度を実施し、その事業に対し必要な規制を行うとともに、貸金業者の組織する団体を認可する制度を設け、その適正な活動を促進するほか、指定信用情報機関の制度を設けることにより、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- 一 国又は地方公共団体が行うもの
- 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの
- 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの
- 四 事業者がその従業者に対して行うもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの

2 この法律において「貸金業者」とは、次条第一項の登録を受けた者をいう。

3～16 略

第二章 貸金業者

（登録）

第三条 貸金業を営もうとする者は、二以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては内閣総理大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置してその事業を営もうとする場合にあつては当該営業所又は事務所の所在地を管轄する都道府県知事の登録を受けなければならない。

2～3 略

（登録の拒否）

第六条 内閣総理大臣又は都道府県知事は、第三条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～十二 略

十三 営業所又は事務所について第十二条の三に規定する要件を欠く者

十四 純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者（資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。）

十五 貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者

十六 他に営む業務が公益に反すると認められる者

- 2 内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 3 第一項第十四号の政令で定める金額は、二千万円（※注）を下回ってはならない。
※注 完全施行の際は「五千万円」に変更
- 4 第一項第十四号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算するものとする。

（無登録営業等の禁止）

第十一条 第三条第一項の登録を受けない者は、貸金業を営んではならない。

2～3 略

（貸金業務取扱主任者の設置）（※ 未施行）

第十二条の三 貸金業者は、営業所又は事務所ごとに、内閣府令で定めるところにより、その貸金業の業務の規模等を考慮して内閣府令で定める数の貸金業務取扱主任者を置き、当該営業所又は事務所において貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者に対する助言又は指導で、これらの者が貸金業に関する法令（条例を含む。第二十条の二において同じ。）の規定を遵守してその貸金業の業務を適正に実施するために必要なものを行わなければならない。

- 2 貸金業者は、貸金業務取扱主任者が前項の助言又は指導に係る職務を適切に遂行できるよう必要な配慮を行わなければならない。貸金業の業務に従事する使用人その他の従業者は、貸金業務取扱主任者が行う同項の助言を尊重するとともに、同項の指導に従わなければならない。

3～4 略

（返済能力の調査）（※ 未施行）

第十三条 貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合には、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査しなければならない。

- 2 貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約（極度方式貸付けに係る契約その他の内閣府令で定める貸付けの契約を除く。）を締結しようとする場合には、前項の規定による調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用しなければならない。

3～5 略

第二章の二 貸金業務取扱主任者制度

（資格試験）

第二十四条の七 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、貸金業務取扱主任者資格試験（以下「資格試験」という。）を行わなければならない。

- 2 資格試験は、貸金業に関して、必要な知識について行う。

（貸金業務取扱主任者の登録）

第二十四条の二十五 資格試験に合格した者は、内閣総理大臣に対し、貸金業務取扱主任者の登録（以下「主任者登録」という。）を申請することができる。

- 2 資格試験に合格した者が主任者登録を受けようとするときは、第二十四条の三十六第一項に規定する内閣総理大臣の登録を受けた者（以下「登録講習機関」という。）が内閣府令で定めるところにより行う講習で主任者登録の申請の日前六月以内に行われるものを受けなければならない。ただし、資格試験に合格した日から一年以内に主任者登録を受けようとするときは、この限りでない。

- 3 主任者登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

第三章の二 指定信用情報機関

(信用情報提供等業務を行う者の指定)

- 第四十一条の十三 内閣総理大臣は、次に掲げる要件を備える者を、その申請により、この章の定めるところにより信用情報提供等業務を行う者として、指定することができる。
一～七 略

(指定信用情報機関の業務)

- 第四十一条の十七 指定信用情報機関は、この章の規定及び業務規程の定めるところにより、信用情報提供等業務を行うものとする。

(業務規程の認可)

- 第四十一条の二十 指定信用情報機関は、信用情報提供等業務に係る次に掲げる事項に関する業務規程を定め、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 一 貸金業者との信用情報の提供を内容とする契約（以下「信用情報提供契約」という。）の締結に関する事項
 - 二 信用情報の収集及び提供に関する事項
 - 三～十 略
- 2 前項第二号に掲げる事項に関する業務規程は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
- 一 加入貸金業者から資金需要者等に係る信用情報の提供を依頼された場合には、当該資金需要者等に係るすべての信用情報を提供すること。
 - 二 加入貸金業者から、その保有する個人信用情報について、資金需要者等ごとに当該資金需要者等に係るすべての個人信用情報の提供を受けること。

(個人信用情報の提供)

- 第四十一条の三十五 加入貸金業者は、指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したときは、当該信用情報提供契約の締結前に締結した資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約（極度方式基本契約その他の内閣府令で定めるものを除く。次項において同じ。）で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高があるものに係る次に掲げる事項を、当該指定信用情報機関に提供しなければならない。
- 一 当該顧客の氏名及び住所その他の当該顧客を識別することができる事項として内閣府令で定めるもの
 - 二 契約年月日
 - 三 貸付けの金額
 - 四 前三号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項
- 2 加入貸金業者は、資金需要者である個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約を締結したときは、遅滞なく、当該貸付けに係る契約に係る個人信用情報を信用情報提供契約を締結した指定信用情報機関（以下「加入指定信用情報機関」という。）に提供しなければならない。

■貸金業法施行令（昭和五十八年八月十日政令第百八十一号）

（貸金業者の最低純資産額）

第三条の二 法第六条第一項第十四号に規定する政令で定める金額は、二千万円とする。

■貸金業法施行規則（昭和五十八年八月十日大蔵省令第四十号）

（資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる事由）

第五条の三 法第六条第一項第十四号に規定する内閣府令で定める事由は、次に掲げるものとする。

- 一 再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けたこと（当該決定に係る再生手続又は更生手続が終了している場合を除く。）。
 - 二 次に掲げるすべての要件に該当すること。
 - イ 営利を目的としない法人であること。
 - ロ 純資産額（第五条の五第一項第一号又は第二項第一号若しくは第二号に定める金額をいう。）が五百万円以上であること。
 - ハ 特定非営利活動（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動をいう。）に係る事業に対する貸付け又は生活に困窮する者を支援するための貸付けを事業の主たる目的とし、その旨を定款又は寄附行為において定めていること。
 - 二 定款又は寄附行為において、次に掲げる事項を定めていること。
 - （１）剰余金の分配及び出資の払込みを受けた額を超える払戻しを行わないこと。
 - （２）解散時の残余財産をハに規定する貸付けの事業を行うことを主たる目的とする者又は国若しくは地方公共団体に帰属させること。
- ホ 略

（登録の拒否の審査）

第五条の四 財務局長、福岡財務支局長又は都道府県知事は、法第三条第一項の登録の申請があつた場合において、法第六条第一項第十五号に規定する貸金業を的確に遂行するための必要な体制が整備されていると認められない者であるかどうかの審査をするときは、当該申請をした者が次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

- 一 定款又は寄附行為の内容が法令に適合していること（申請者が法人である場合に限る。）。
 - 二 常務に従事する役員のうちに貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者があつること（申請者が個人である場合にあつては、申請者が貸付けの業務に三年以上従事した経験を有する者であること。）。
 - 三 営業所等（自動契約受付機若しくは現金自動設備のみにより貸付けに関する業務を行うものを除く。）ごとに貸付けの業務に一年以上従事した者が常勤の役員又は使用人として一人以上在籍していること。
 - 四 資金需要者等の利益の保護を図り、貸金業の適正な運営に資するため十分な社内規則を定めていること。
- 2 前項第四号の社内規則は貸金業の業務に関する責任体制を明確化する規定を含むものでなければならない。

ポストバスについて

1 ポストバスとは

- ・ スイスやイギリスでは、郵便集配車に旅客を乗せて運送する、いわゆる「ポストバス」が運行している。
- ・ スイスでは、かつての郵便馬車から発祥したポストバスが山岳地帯を運行しており、観光ルートにも組み込まれている。電信電話部門の民営化後も、郵便事業とポストバスの運行は政府（郵政省）の管轄として残っているとのこと。
- ・ イギリスでは、地方自治体がバス運行に対する補助金額を入札にかけ、最低価格を落札した企業が事業を実施する制度（補助金入札制）を導入しており、郵便事業を行う公営企業が落札して、郵便集配車で旅客輸送している例が多いとのことである。

2 貨物と旅客の混合輸送について

- ・ 道路運送法では、有償で旅客の運送を行う場合は、国土交通大臣から一般旅客自動車運送業の許可を受けなければならない。無許可車両による有償旅客運送は認められていない。
- ・ 貨物自動車運送事業では、災害のため緊急を要するなどやむを得ない場合を除いて、有償で旅客の運送してはならないとされている。
- ・ 従って、自動車運送業については、安全確保上の問題等から、法律上、有償での旅客運送と貨物運送とを分けており、貨物と旅客の混合輸送は認められていない。
- ・ ただし、道路運送法第82条において、一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができるとされている。
- ・ 例えば、路線バスに郵便物や小荷物などの運送を託すことは可能であり、実際に道外では、廃止路線代替バスの運営を受託した事業者が、宅配便の集荷等を行っている事例がある。

3 郵便物の輸送について

- ・ 郵便物の輸送については、郵便物運送委託法により、貨物自動車運送事業者、鉄道事業者等に委託することができるとされている。
- ・ ただし、郵便物運送委託法第14条により、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両等に、郵便取扱員及び郵便事業株式会社の発行する証明書を所持する者以外の者を乗せてはならないとされている。

■道路運送法（昭和二十六年六月一日法律第百八十三号）

（一般旅客自動車運送業の許可）

第四条 一般旅客自動車運送事業を經營しようとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

（有償運送）

第七十八条 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

一 災害のため緊急を要するとき。

二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。

三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

（郵便物等の運送）

第八十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客の運送に付随して、少量の郵便物、新聞紙その他の貨物を運送することができる。

（有償旅客運送の禁止）

第八十三条 貨物自動車運送事業を經營する者は、有償で旅客の運送をしてはならない。

ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合であつて国土交通大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

■郵便物運送委託法（昭和二十四年十二月二十六日法律第二百八十四号）

（趣旨）

第一条 この法律は、郵便事業株式会社（以下「会社」という。）が郵便物の取集、運送及び配達（以下「運送等」という。）を運送業者等に委託する場合に関し必要な事項を定めるものとする。

（郵便物の運送等の委託）

第二条 会社は、この法律の定めるところに従い、郵便物の運送等を委託することができる。

（郵便船車室等の使用制限）

第十四条 何人も、専ら郵便物の運送等に現に使用している車両、船舶若しくは馬匹又は車室若しくは船室に、郵便物、現に郵便物運送の用に供する物、郵便取扱員及び会社の発行する職務を行うための証明書を所持する者以外の者又は物を乗せてはならない。ただし、当該運送業者がその職員をして職務を行わせるため乗せる場合は、この限りでない。

(国土交通省「地域交通ガイド」Vol. 1 (1998)より)

II. 中山間地域における交通サービス活性化事例

これまでみてきたように、中山間地域における交通は厳しい局面に立たされていますが、関係者の工夫により、地域交通を守るための取組が実を結んでいる地域も少なからずあります。こうした事例をみることにより、地域交通の維持方策の手がかりを探ることとします。

1. 国内事例

①山梨県中富町の場合

中富町は、甲府駅から電車で1時間、そこからバスで15分の山間の町です。この町の交通の特徴は、「町有バス」による交通サービスの提供です。

この町有バスは、集落と学校や病院、役場を巡回するもので、本来的に、患者、学生の輸送を目的としており料金は無料。一般の人でも利用することができます。以前、中富町では、乗合バスの他に、児童・生徒が通学するためのスクールバスや、病院へ通う患者のための通院バスなど、町が目的に応じた交通サービスを提供していましたが、「町有バス」の誕生により、このバス1台でこれらすべての役を担うこととしました。

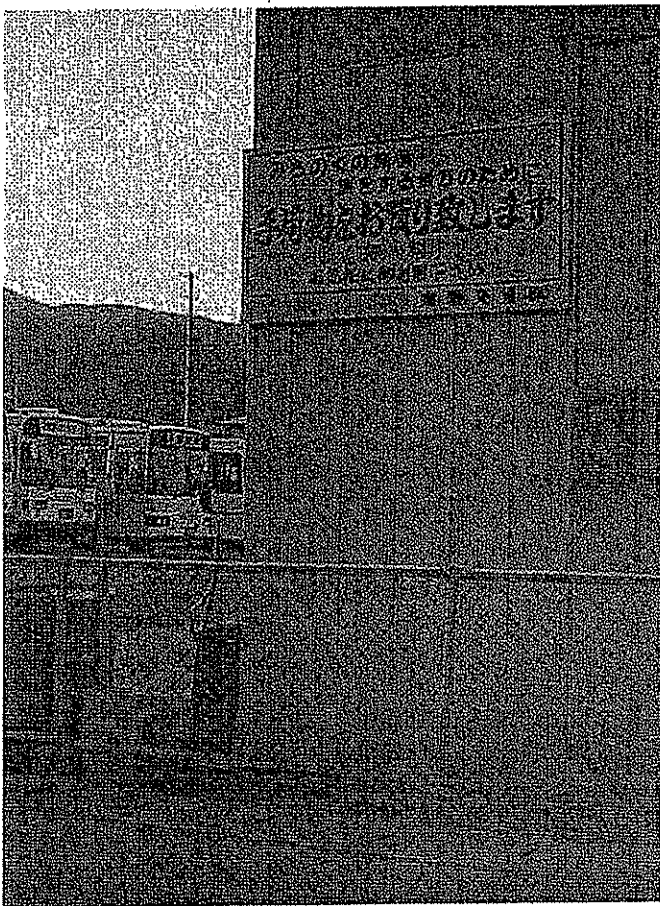
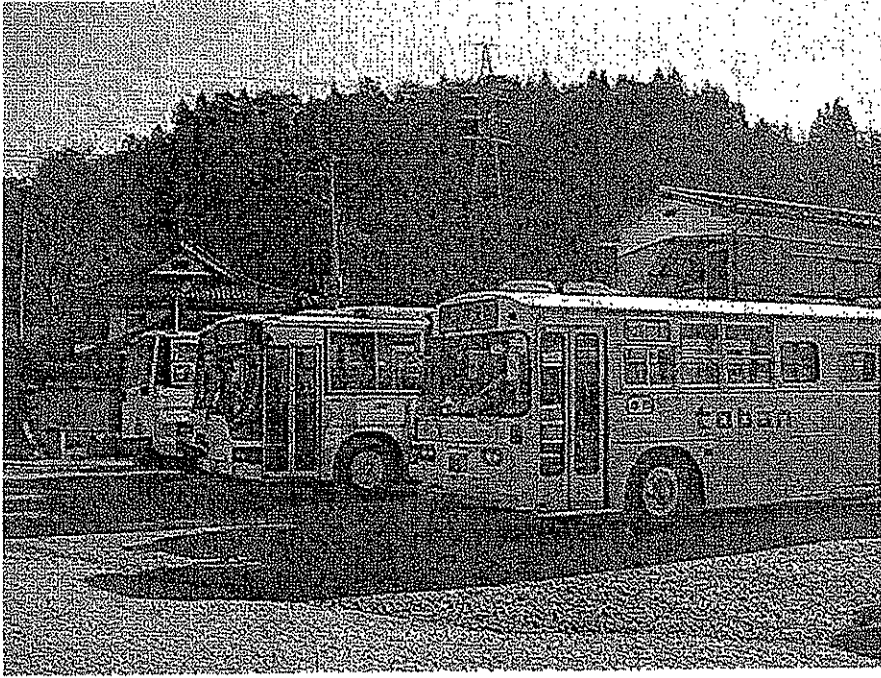


②岩手県東山町

1台で何役もこなしてしまうバスは、岩手県東山町にもみられます。東山町では、東磐交通が、町から委託をうけて、「廃止路線代替バス」を運行していますが、このバスを活かした注目すべき取組を進めています。東磐交通は、廃止路線代替バスの他に、町内のある企業から委託を受けて、従業員の送迎バスを運行していました。そして、この2つがほとんど同じルートを走っていることに着目し、企業の協力を得て、従業員に通勤定期を利用してもらう形をとり、その企業送迎バスと廃止路線代替バスを一本化しました。

また、町内の一部では、病院や在宅福祉施設などへ向かう高齢者に、週2回、いわゆる「福祉バス」と呼ばれる交通サービスが提供されていましたが、やはり、廃止路線代替バスのルートとかなり重複していました。そこで、週2回、従来の福祉バスのルートを、廃止路線代替バスが迂回して運行する方法に切り替えたのです。同じように、スクールバスの一部についても、廃止路線代替バスへ取り込んでいます。

さらに、運転手は路線バスの運行時には、宅配便の集荷も受け付けています。まさに、何でもこなすバスの好事例です。



2. 海外事例

海外においても、多機能のバスやバスとタクシーの中間形態の輸送サービスなど、先進的な取組がみられます。我が国にそのまま

適用できるわけではありませんが、その考え方は大いに参考になります。

①ポストバス(英)

イギリスのポストバスは、郵便集配車が、高齢者や障害者を乗せて、集落と地方都市との間を輸送するバスで、郵便集配と住民輸送という2つのサービスを1台のバスで一度に提供する交通サービスです。



イギリスでは、10数年前、バス事業の規制緩和が実施され、路線への参入・撤退が自由化されました。しかし、事業の採算性のとれない過疎地域では、赤字路線から、民間バス事業者が撤退し、交通サービスが提供されなくなる可能性があります。そこで、こうした地域のバス路線を維持するために「補助金入札制」が導入されました。補助金入札制では、まず、自治体が、運行補助を行う路線を決定し、その路線に対する運賃や運行頻度などのサービス内容を提示します。そして、このサービスの提供に対する自治体からの補助金額を入札にかけ、原則として、最低価格を提示した応札企業が落札します。

補助金入札制の応札は、民間企業のみならず、郵便事業を行う「ロイヤルメール」などの公営企業にも認められています。ロイヤルメールは、イギリス各地で、郵便集配車を運行しているため、それに人を乗せれば、他の事業者に比べて、低コストで輸送サービスを提供することが可能です。実際、ロイヤルメールが落札する例も多く、ポストバスは地域交通の担い手として重要な役割を果たしています。郵便集配車が旅客輸送を行うことは我が国では認められていませんが、補助金入札制による効率的な地域交通サービスの提供や、1台2役という形態についての考え方は、我が国でも参考になると考えられます。

道内におけるバスを利用した貨客混載の事例について

1 栗山町の事例

(1) 栗山町の取組

- ・民間バス路線の撤退に伴い、平成2年に町営バスの運行を開始したが、採算が悪く、17年に検討委員会を設置し、経営改善について調査研究を実施。
- ・19年10月に国の「全国都市再生モデル調査」によりバス運行に関する実証実験を実施。この中で、路線バスによる少量の農産物輸送を実施。(1.7日間運行)

(2) 農産物輸送の取組内容

- ・バス路線沿いにある4軒の農家が協力し、収穫された農作物（じゃがいも・大根等）をバスに乗せて町の中心地のJA集荷所や直売所に輸送。
- ・路線バスが各農家の庭先まで行って、運転手が荷物の積み下ろしを行った。
- ・実証実験であるため農産物の輸送料金は全て無償とした。

(3) 農産物輸送の課題

- ・農産物の積み込みに時間がかかりバスの遅延があった。(最大14分)
- ・農産物の積み込み、荷下ろしが運転手への負担となる。
- ・農産物を有償で運ぶ場合、輸送中の商品補償についての検討も必要。
- ・現在の町営バスは車両の構造上荷物を載せることができないため、事業化にあたってはバスの改修や新規車両の導入等が必要となる。

→実証実験を行ったが、現在のところ強いニーズもないことから、その後事業化に向けた検討は進んでいない状況。

(4) 今後の展開

- ・国交省の「地域公共交通活性化・再生総合事業」に基づき、栗山町地域交通総合連携計画をH20に策定(事業期間はH21～H23)。現在、この計画に基づき、旅客輸送に係わる取組を優先しており、農産物輸送についてはペンディング中。

2 当別町の実例

(1) 当別町の取組

- ・公共交通機関への利用度を高めるため、町・大学・企業・病院の4者が費用負担し、コミュニティバス(当別ふれあいバス)を平成18年度から運行。
- ・国交省「地域公共交通活性化・再生総合事業」に基づき、当別地域公共交通総合連携計画を平成20年2月に策定(事業期間H20～22)。
- ・この計画に基づき、物流システムの取組として、コミュニティバスによる図書館で借りた図書の返却、使用済み天ぷら油の回収(バイオディーゼル燃料に精製してコミュニティバスで使用)を実施。

(2) 物流システムの取組内容

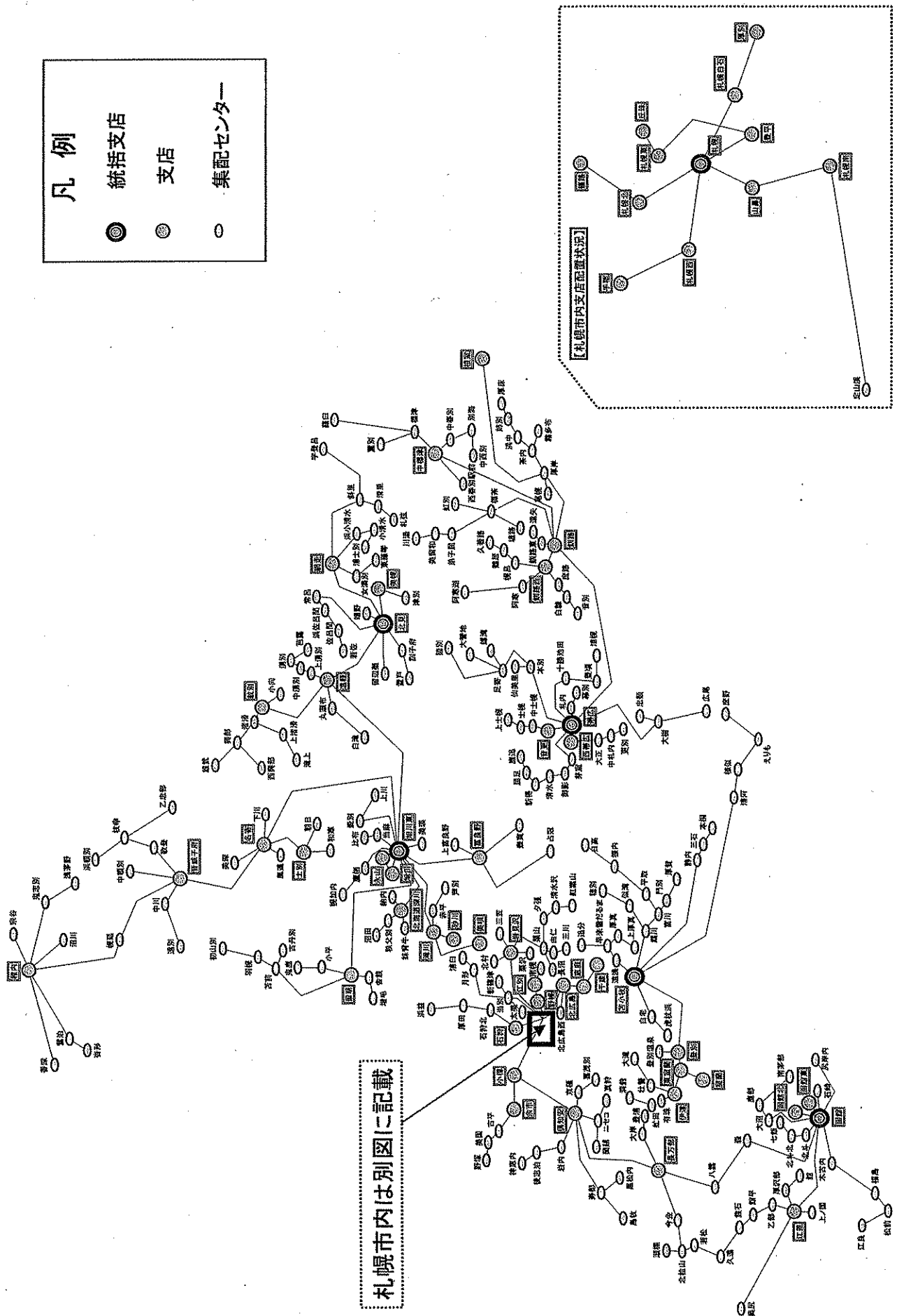
- ・輸送料金は全て無料。
- ・図書館の図書返却は、町内にある2カ所の図書館で図書を借りた人がバス停まで図書を持って行くと、運転手が受け取り回送車両を活用して図書館に返却する仕組み(昨年10月から運用開始)。
- ・使用済み天ぷら油は、配布している専用回収ボトルか家庭のペットボトルに入れて回収しており、運転手に手渡すか専用の回収箱に投入するなど、容器が転がらない工夫をしている。
- ・運転手の作業が増えて負担が大きくなる点などが課題。
- ・新たに、北海道医療大学キャンパス間(当別キャンパス～あいの里キャンパス)の資料の輸送を準備中。
- ・当初計画していた農作物輸送は、路線バス沿線に農家がないため実施していない。
- ・同じく当初計画していた町の特産品や農産物を各家庭の注文を受けて届けるシステムについては、決済の問題などから実施していない。

(3) 今後の展開

- ・物流システムについては、そのあり方について本格運行時前に検討していく。新たな取組予定は今のところない。

② 郵便事業株式会社のネットワーク(北海道)

第37回委員会追加資料



国庫補助を受けた公共施設の転用について

1 国庫補助対象施設の転用等の弾力化について

- 国庫補助を受けた施設の転用などに関しては、補助金等適正化法により、各省庁の承認を受けることとしており、その特例として、政令により、各省庁が定める期間を経過した場合はこの限りではないとしている。

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

第二十二條 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、政令で定める場合は、この限りでない。

■補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令

第十四條 法第二十二條ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 補助事業者等が法第七条第二項の規定による条件に基づき補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合
- 二 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

- しかし、各省庁において取扱いにばらつきがあったり、用途や相手先が強く制限されているなど、改善を求める声が地方から強く上がっていたことから、国においては、地方分権改革推進委員会が平成20年5月に提出した第1次勧告を受けて、政府の対処方針である地方分権改革推進要綱（平成20年6月決定）において、次のとおり定め、承認基準の弾力化措置を平成20年中に各省庁において進めることにした。

10年を経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、有償譲渡の場合を除き、国庫納付も求めない。

(10年を経過した補助対象施設)

- 10年を経過した国庫補助を受けた公共施設については、転用・譲渡等が可能となり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。

(10年未満である補助対象施設)

- 10年未満である補助対象財産であっても、以下の場合には、転用・譲渡等が可能となり、有償譲渡の場合を除き、補助金返還も求められない。

① 市町村合併に伴う財産処分（合併市町村基本計画に基づいて行われるもの）

② 地域再生法に基づいて市町村が策定する「地域再生計画」に「補助対象施設の有効活用」について登載し、内閣総理大臣の認定を受けたもの

（H22.3 現在、道内 52 市町村で「地域再生計画」が認定。うち 16 市町村で「補助対象施設の有効活用」を登載）

(有償譲渡又は有償貸付の場合)

- 有償譲渡又は有償貸付の場合は、残存年数（処分制限年数から経過年数を差し引いた年数）に応じた補助金相当額を国庫に納付することが求められる。

※ 総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（H20 年 4 月 30 日）

厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（H20 年 4 月 17 日）

文部科学省一般会計補助金等に係る財産処分承認基準について（H20 年 6 月 16 日）など

「補助対象施設の転用等の弾力化」に関するリーフレットの作成について

各府省において、現在、補助対象施設の転用手続きについて、弾力化が進められており、内閣府規制改革推進室では、地域活性化の推進の観点から、この制度改革の内容について、市町村をはじめとする関係者に広く知っていただくべく、リーフレットを作成しました。

1. 趣旨

急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化、市町村合併など社会情勢が大きく変化しつつある中、有効活用されずにいる施設等を本来の用途以外にも使えるようにすることは、地域の創意工夫や既存ストックの効率的な活用を促すこととなり、地域の活性化にとって重要な役割を果たすものと考えております。

現在、関係府省において、「10 年経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求めない」ようにする、承認基準の弾力化措置が進められており、平成 20 年度内には各府省の承認基準が整備される予定です。

「補助対象財産の転用等の弾力化」については、規制改革会議において、これまで運用改善への働きかけを行うとともに、「規制改革推進のための第 3 次答申（平成 20 年 12 月 22 日規制改革会議）」において、各府省において十分な情報提供・周知が行われるよう働きかけを行ってきました。

こうした中で、規制改革会議の事務局である内閣府規制改革推進室においても、広く地方自治体をはじめとする皆様に制度改革の内容を知っていただきたく、このたび別紙の PR 用リーフレットを作成しました。

2. リーフレットの配布方法

このリーフレットは、機会を捉えて市町村等へ配布するなど、広く関係する皆様に情報提供を行う予定です。また、内閣府規制改革推進室のホームページにも掲載を予定しています。

（HP アドレス）<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/index.html>

お問い合わせ先：
内閣府規制改革推進室
担当者：岡村、小椋
電話：03-5501-2826、2830

補助対象施設の転用等について 更なる弾力化が図られる！ 平成20年度内に、各府省の承認 基準が整備されます！

ポイント

- 1) 10年経過した地方公共団体所有の補助対象財産については、原則、報告等で国の承認があったものとみなし、用途・譲渡先を問わず、国庫納付も求められません。
- 2) 10年経過前でも、市町村合併や地域再生等の施策に伴う場合、1)と同様の扱いに。

注1) 有償の譲渡・貸付の場合は、国庫納付を求められることがあります。

注2) 第3セクターなど地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、趣旨を踏まえ、適切に対処することとなっています。

→なお、詳しい承認基準等は、当該施設を所管する各省庁の通知等でご確認ください。

(参考):各府省の問い合わせ先

内閣府 大臣官房会計課(予算執行係)	03-5253-2111(内線82310) 03-3581-0945(直)	農林水産省 大臣官房経理課	03-3591-9777
総務省 大臣官房会計課	03-5253-5124	経済産業省 大臣官房会計課	03-3501-1614
文部科学省 大臣官房会計課	03-6734-2993	国土交通省 大臣官房会計課	03-5253-8111 (内線21664)
厚生労働省 大臣官房会計課	(承認基準の内容)厚生省HP→ ボックス一覧→会計課 03-3595-2084	防衛省 地方協力局	03-3268-3111 (内線36329、36331)

※なお、個別事案に関する御相談は、各府省の補助金の交付申請手続き等を行った部署までお願い致します。

<本件担当> 内閣府規制改革推進室(03-5501-2826、2830)

従来の問題点

- ①財産処分承認の際に、国庫納付を求められたり、転用・譲渡などの用途・相手先に制限があった。
- ②各府省の承認基準や手続にばらつきがあった。

(例)

《文部科学省》



弾力化の効果

- ①既存施設の有効活用がしやすくなり、地域活性化に寄与。
- ②承認基準の明確化・手続の簡素化
(包括承認制度を導入)



- ・観光振興による地域づくり
- ・若年層の流出等による農林水産業をはじめとした担い手不足
⇒行政需要の変化にかんがみ、国庫納付(返還)不要で転用可。

＜補助金等適正化中央連絡会議＞補助金等適正化法第二十二條の規定に基づく各省各庁の長の承認について

地方公共団体が、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産(以下「補助対象財産」という。)を、財産処分(補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊すこと等をいう。以下同じ。)する場合の補助金等適正化法第二十二條の規定に基づく各省各庁の長の承認は、下記により行うこととする。

なお、地方公共団体以外の者の補助対象財産についても、下記の趣旨を踏まえて、適切に対処すること。

各省各庁は、補助対象財産の財産処分の承認基準をできるだけ具体的に定めることにも、地方公共団体及び地方支分部局に対する周知・情報提供を確実に実施すること。

記

近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するため、又既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、概ね十年経過した補助対象財産については、補助目的を達成したもののみならず、当該財産処分の承認については、原則、報告等をもって国の承認(包括承認制)を手続の簡素化の観点から導入することにも、承認の際、用途や譲渡先等について差別的な取扱いをしないこと及び国庫納付を求めないこととする。なお、補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めること、当該補助対象財産に係る行政需要への対応状況の提出を求めることなど、必要最小限の条件を付することができるものとする。

概ね十年経過前であっても、災害による損壊等、補助事業者等の責に帰することのできない事由による財産処分については、一と同様とする。

* 資料作成：内閣府規制改革推進室

地域通貨を利用した社会福祉に係る給付について

1 日本の通貨について

- 我が国の通貨制度は、通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律により、通貨の単位を「円」とし、通貨は、政府の発行する貨幣及び日本銀行が発行する日本銀行券と定められており（法定通貨）、貨幣の製造及び発行の権限は政府に属するとされている。

■通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律（昭和六十二年六月一日法律第四十二号）

第二条 通貨の額面価格の単位は円とし、その額面価格は一円の整数倍とする。

3 第一項に規定する通貨とは、貨幣及び日本銀行法第四十六条第一項の規定により日本銀行が発行する銀行券をいう。

第四条 貨幣の製造及び発行の権能は、政府に属する。

第五条 貨幣の種類は、五百円、百円、五十円、十円、五円及び一円の六種類とする。

■日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）

第四十六条 日本銀行は、銀行券を発行する。

2 前項の規定により日本銀行が発行する銀行券（以下「日本銀行券」という。）は、法貨とし

- 一方、「地域通貨」とは、明確な法的な定義はないが、「特定の地域やコミュニティの中で流通する価値の媒体」であり、法定通貨のように「どこでも」「何とでも」交換できるという汎用性を持たない一方、ボランティアや地域活動など、法定通貨では表現することが難しい価値を「可視化」して、そうした価値の流通や交換を促進する効果があるといわれている。

2 生活保護法に基づく金銭給付について

- 生活保護法に基づく生活保護制度のうち、生活扶助や住宅扶助は、法定通貨による金銭給付を原則とし、医療扶助や介護扶助は、医療機関等に委託して行う現物給付を原則とするなど、保護の種類に応じて保護の方法が定められている。
- 生活扶助に係る金銭給付は、世帯の収入と厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費とを比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた額を保護費として金銭で支給される。

■生活保護法（昭和二十五年五月四日法律第四十四号）

第六条

4 この法律において「金銭給付」とは、金銭の給与又は貸与によつて、保護を行うことをいう。

5 この法律において「現物給付」とは、物品の給与又は貸与、医療の給付、役務の提供その他金銭給付以外の方法で保護を行うことをいう。

第三十一条 生活扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下、略）

第三十三条 住宅扶助は、金銭給付によつて行うものとする。（以下、略）

第三十四条 医療扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下、略）

第三十四条の二 介護扶助は、現物給付によつて行うものとする。（以下、略）

体験型観光事業者が提供するサービスに関する旅行業法上の規制（パターン別）

- ・旅行業法では、①報酬を得て、②旅行業務を取り扱い、③事業として行う者は、観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けなければならないとされている。（旅行業法第 2 条、第 3 条）

※旅行業務とは～運送・宿泊サービスの代理・媒介等をする事

該当しないもの：運送・宿泊以外のサービスのみを旅行者に提供するもの
運送事業者が行う日帰旅行 など

	パターン	旅行業法上の規制
A		旅行業務に該当しない →旅行業の登録は必要ない
B		旅行業務に該当しない →旅行業の登録は必要ない
C		観光事業者自ら有料で送迎を行う場合は、道路運送法に基づく一般旅客自動車運送事業の許可が必要 →運送事業の許可が得られれば、旅行業の登録がなくても可能
D		体験型観光事業者がバス等を手配し、送迎と体験型観光をパッケージ商品として募集・販売を行う場合は、旅行業務に該当する →旅行業の登録が必要
E		体験型観光事業者がバス等を手配し、他の事業者のサービスも組み合わせ、旅程を作成し、パッケージ商品として募集・販売を行う場合は、旅行業務に該当する →旅行業の登録が必要